

京都市告示第 67 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 8 日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	延 長	敷地の幅員
西京極 109 号線	右京区西京極佃田町 9 番地の 16 地先から 同町 8 番地の 5 地先まで	メートル 88.10	メートル 6.01 ~ 11.70
松尾嵐山経 81 号線	西京区嵐山西一川町 3 番地の 8 地先から 同町 31 番地の 1 地先まで	131.30	9.00 ~ 10.60

(建設局土木管理部道路明示課)